第十条の二の五第二項第一号中「及び主たる事務所又は事業所の所在地」を「、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号」に改める。

第十六条の十八第一号中「及び住所又は所在地」を「、住所又は所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。第十六条の二十五第一号において同じ。）又は法人番号（同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。同号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は所在地。同号において同じ。）」に改める。

第十六条の二十五第一号中「及び住所又は所在地」を「、住所又は所在地及び個人番号又は法人番号」に改める。

第二十七条第一項第一号を次のように改める。

一　申請者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地及び主たる事務所若しくは事業所以外の事務所若しくは事業所の所在地並びに個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。第四項第一号、次条及び第二十九条第二項第一号において同じ。）又は法人番号（同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。第四項第一号、次条及び第二十九条第二項第一号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称並びに住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地及び主たる事務所若しくは事業所以外の事務所若しくは事業所の所在地。第四項第一号において同じ。）

第二十七条第四項第一号中「並びに住所」を「、住所」に、「又は事業所以外の事務所又は事業所の所在地」を「若しくは事業所以外の事務所若しくは事業所の所在地並びに個人番号又は法人番号」に改める。

第二十八条第一項第一号中「及び住所」を「、住所」に改め、「所在地」の下に「及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地。次項第一号において同じ。）」を加え、同条第二項第一号中「及び住所」を「、住所」に改め、「所在地」の下に「及び個人番号又は法人番号」を加える。

第二十九条第二項第一号中「名称」の下に「及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称）」を加える。

附則第二条第二項第一号ハ及び第三項第四号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

附則第四条第四項第一号イ中「及び住所」を「、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この条において同じ。）（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」に改め、同項第二号イ中「及び住所」を「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」に改め、同条第五項第一号及び第十一項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所）」を「、住所又は居所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所）」に改める。

附則第十三条の三第二項第一号イ中「第十三条の三第八項第一号イ」を「第十三条の三第九項第一号イ」に改め、同項第二号イ中「第十三条の三第八項第二号イ」を「第十三条の三第九項第二号イ」に改め、同項第三号イ中「第十三条の三第八項第三号イ」を「第十三条の三第九項第三号イ」に改め、同条第六項第一号イ中「及び住所」を「、住所」に改め、「事務所の所在地」の下に「及び個人番号又は法人番号」を加え、同項第二号中「第十三条の三第十項第二号」を「第十三条の三第十一項第二号」に改め、同条第七項第一号中「第十三条の三第十一項第一号」を「第十三条の三第十二項第一号」に改め、同条第八項中「第十三条の三第十二項」を「第十三条の三第十三項」に改める。

附則第二十三条第一項第一号ロ及び第二項第一号ロ中「及び住所」を「、住所」に改め、「所在地」の下に「及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）」を加える。

附則第二十三条の二第一項第一号ロ中「及び住所」を「、住所」に改め、「所在地」の下に「、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この条において同じ。）又は法人番号（同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この条において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）」を加え、同条第二項第一号イ中「及び住所」を「、住所」に改め、「所在地」の下に「、個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）」を加える。

附則第二十四条第十二項第一号イ中「被災住宅用地及び当該被災住宅用地」を「被災住宅用地の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該被災住宅用地」に、「及び住所」を「、住所」に改め、「事務所の所在地」の下に「及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この項において同じ。）又は法人番号（同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この項において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）」を加え、同項第二号イ中「並びに当該被災家屋又は被災償却資産の」を「、被災家屋又は被災償却資産に代わるものとして法附則第五十六条第十一項又は第十二項の規定の適用を受けようとする家屋又は償却資産（以下この号において「代替家屋等」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）並びに当該被災家屋又は被災償却資産及び当該代替家屋等の」に改め、同号ロ中「被災家屋又は被災償却資産に代わるものとして法附則第五十六条第十一項又は第十二項の規定の適用を受けようとする家屋又は償却資産」を「代替家屋等」に改め、同項第三号イ中「）及び」を「）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地」に、「及び住所」を「、住所」に改め、「事務所の所在地」の下に「及び個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）」を加え、同項第四号イ中「事務所の所在地」の下に「、対象区域内家屋又は対象区域内償却資産に代わるものとして法附則第五十六条第十四項又は第十五項の規定の適用を受けようとする家屋又は償却資産（以下この号において「代替家屋等」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）」を、「又は対象区域内償却資産」の下に「及び当該代替家屋等」を加え、同号ロ中「対象区域内家屋又は対象区域内償却資産に代わるものとして法附則第五十六条第十四項又は第十五項の規定の適用を受けようとする家屋又は償却資産」を「代替家屋等」に改める。

附則第二十五条第一項第一号ロ中「及び住所」を「、住所」に改め、「所在地」の下に「及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この条において同じ。）又は法人番号（同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この条において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）」を加え、同条第二項第一号イ中「及び住所」を「、住所」に改め、「所在地」の下に「及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）」を加える。

附則第二十六条第一項第一号ロ及び第二項第一号ロ中「及び住所」を「、住所」に改め、「所在地」の下に「及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）」を加える。

附則第二十七条第一項第一号ロ及び第二項第一号ロ中「及び住所」を「、住所」に改め、「所在地」の下に「及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）」を加える。